（証券コード 7501）
2026年２月９日
（電子提供措置の開始日　2026年１月30日）

株　主　各　位

東京都墨田区菊川三丁目１番11号
株 式 会 社 テ ィ ム コ
代表取締役社長　酒　井　誠　一

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第56期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.tiemco.co.jp/company

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年２月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年２月26日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都墨田区菊川三丁目１番11号
当社本社　４階会議室
３．目的事項
報告事項　第56期（2024年12月１日から2025年11月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項　＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞
第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
＜株主提案（第４号議案）＞
第４号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

以　上

～～～

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

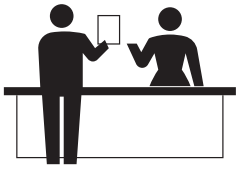

株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年２月26日(木曜日)
午前10時
(受付開始：午前９時30分)

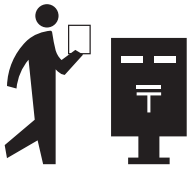

書面(郵送)により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年２月25日(水曜日)
午後５時30分到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年２月25日(水曜日)
午後５時30分入力完了分まで

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。
当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

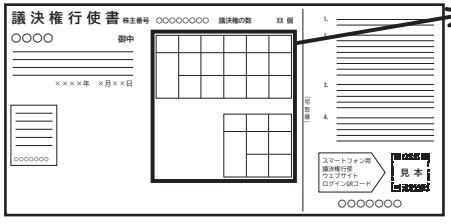

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

会社提案(第１号議案)

賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
反対する場合 ≫「否」の欄に○印

株主提案(第４号議案)

全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

会社提案(第２、３号議案)

全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

当社取締役会は、株主提案議案のいずれにも反対しております。

議決権行使書による議決権行使において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案(第１号議案から第３号議案まで)については「賛」、株主提案(第４号議案)については「否」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインＩＤ、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のＱＲコードを読み取ってください。

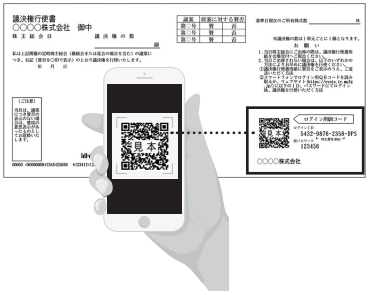

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ・仮パスワード」を入力しクリック。

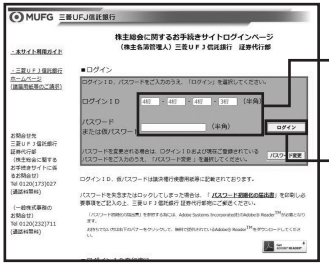

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間　午前９時～午後９時）

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

会社法第448条第１項の規定に基づき、分配可能額の充実を図るとともに今後の資本政策に備えることを目的とし、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

１.資本準備金の額の減少について

(1) 減少する資本準備金の額
資本準備金3,261,448,237円のうち500,000,000円

(2) 増加する剰余金の額
その他資本剰余金　500,000,000円

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日
2026年２月26日

２.期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一環として位置づけており、利益状況を勘案し株主の皆様への配当を重視した利益配分を行うことを原則としております。

このような方針に基づき、第56期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当の原資は「その他資本剰余金」とすることを予定しております。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12円00銭　総額29,717,352円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年２月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	酒井誠一（さかい せいいち） （1968年７月11日生）	1992年11月　当社入社 1995年４月　当社社長室長 2003年２月　当社取締役社長室長 2007年２月　当社常務取締役社長室長 2008年６月　当社アウトドア部担当兼務 2010年12月　当社常務取締役アウトドア部担当 2011年２月　当社代表取締役社長(現任) 2021年11月　株式会社キャンパーズアンドアングラーズ取締役(現任)	177,400株
2	杉本安信（すぎもと やすのぶ） （1963年10月19日生）	1986年３月　当社入社 2008年６月　当社アウトドア部長 2011年２月　当社取締役アウトドア部長(現任)	1,000株
3	瀬戸昭則（せと あきのり） （1962年５月27日生）	1986年３月　当社入社 2014年12月　当社フィッシング部長 2021年２月　当社取締役フィッシング部長(現任)	900株
4	荻原浩二（おぎわら こうじ） （1970年４月10日生）	1993年４月　当社入社 2021年12月　当社管理部経理担当部長 2022年２月　当社取締役管理部長(現任)	6,200株

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により填補することとしております。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	増田（ますだ）　豊（ゆたか） （1959年２月27日生）	1981年４月　当社入社 1998年12月　当社アウトドア用品部長 2000年２月　当社取締役アウトドア用品部長 2003年12月　当社取締役商品部長 2008年６月　当社取締役カスタマーリレーションズ部長 2010年12月　当社取締役社長室長 2021年２月　当社顧問 2021年11月　株式会社キャンパーズアンドアングラーズ監査役(現任) 2022年２月　当社取締役(監査等委員)（現任）	3,000株
2	後藤（ごとう）　悠（はるか） （1977年10月２日生） 社外	2000年４月　モトローラ株式会社入社 2001年10月　株式会社電通国際情報サービス（現 株式会社電通総研）入社 2005年10月　カルテシス・ジャパン株式会社入社 2007年10月　日本ビジネスオブジェクツ株式会社入社 2010年４月　株式会社ファイブテンコンサルティング設立 代表取締役(現任) 2010年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2021年１月　合同会社シックスズ設立 代表(現任) 2022年２月　当社社外取締役(監査等委員)（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 経営者としての経験に加え、経営管理コンサルティングに関する豊富な経験及び幅広い知見を有するとともに、IT分野にも精通しております。 社外取締役として取締役会の審議に参加し、経営全般に関する有用な意見及び助言を通じて、当社の経営に貢献いただけるものと期待しております。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	菊地（きくち） 春市朗（しゅんいちろう） （1969年１月８日生） 社外	1992年４月　日本合同ファイナンス株式会社入社 （現 株式会社ジャフコ） 1997年10月　株式会社インターネット総合研究所入社 1998年10月　有限会社ブレイクスルー設立 （現 株式会社ブレイクスルー）代表取締役社長(現任) 2013年７月　株式会社デザイニングプレミア設立 （現 株式会社レピウス）代表取締役会長就任　取締役会長(現任) 2016年９月　株式会社北海道PVGS　取締役(現任) 2021年９月　株式会社イースト・コースト・ワン　取締役(現任) 2022年２月　当社社外取締役(監査等委員)（現任） 2023年３月　株式会社GAKUSAI 取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 経営者としての多様な経験に加え、事業戦略等やM&Aに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として取締役会の審議に参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。	－株

（注）1. 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏を、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏が取締役等で兼務している会社と当社の間には取引関係はありません。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により填補することとしております。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 各候補者の選任が承認された場合には、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。
7. 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 後藤 悠氏の戸籍上の氏名は、谷口 悠氏であります。

<株主提案（第４号議案）>

第４号議案は、株主１名からのご提案によるものであります。

なお、本株主提案権行使者の議決権は3,484個であります。

当社取締役会は、第４号議案に反対いたします。

第４号議案に対する反対意見は12頁に記載しています。

第４号議案　社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

１．株主総会の目的である事項

(1) 社外取締役４名(監査等委員である取締役を除く)選任の件

２．議案の要領及び提案の理由

(1) 社外取締役４名(監査等委員である取締役を除く)選任の件

ア　議案の要領

以下の4名の候補者を社外取締役(監査等委員である取締役を除く)として選任する。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	大谷（おおたに）　寛（ひろし） (1966年７月５日生) 社外	1990年３月　早稲田大学教育学部卒 1990年４月　住友生命保険相互会社入社 2003年９月　株式会社カスタマーズインシュアランスサービス（現 株式会社保険見直し本舗）取締役 2004年６月　株式会社カスタマーズインシュアランスサービス（現株式会社保険見直し本舗） 代表取締役 2018年７月　株式会社オオタニ代表取締役（現任） 2019年６月　株式会社保険見直し本舗取締役会長 2020年11月　株式会社保険見直し本舗顧問（2021年6月退任）	273,100株
2	髙野（たかの）　浩史（ひろし） (1961年10月３日生) 社外	1986年３月　獨協大学外国語学部卒 1986年４月　株式会社幸福相互銀行入行 2001年２月　株式会社関西さわやか銀行東京支店法人融資営業課長 2005年１月　株式会社関西アーバン銀行東京支店融資統括部長 2019年４月　関西みらい銀行東京支店融資統括副支店長 2021年11月　株式会社キャピタルギャラリー執行役員就任（現任） 株式会社小肥羊ジャパン監査役就任（現任） 2023年４月　株式会社快適生活代表取締役就任（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	渥美陽子（あつみようこ） （1984年３月12日生） 社外	2009年12月　弁護士登録 2010年１月　西村あさひ法律事務所入所 2011年12月　J.P.モルガン証券株式会社法務部出向 2014年６月　法律事務所ヒロナカ 入所 2017年10月　あつみ法律事務所 代表弁護士 2019年６月　株式会社廣済堂 社外取締役 2019年９月　株式会社キッズライン 社外監査役 2020年12月　渥美坂井法律事務所弁護士法人麹町オフィス 代表弁護士 2021年６月　大豊建設株式会社 社外取締役（現任） 2023年１月　あつみ法律事務所 代表弁護士（現任）	－株
4	青山浩（あおやまひろし） （1973年７月５日生） 社外	1997年３月　東京大学法学部卒 1997年４月　株式会社富士銀行入行 2000年10月　株式会社 M&A コンサルティング入社 2005年２月　株式会社キャピタルギャラリー設立 代表取締役（現任） 2005年12月　株式会社ウェブクルー代表取締役就任（2014年退任） 2006年７月　株式会社小肥羊ジャパン設立（現在 取締役）	29,000株

イ　提案の理由

当社は、2025年11月期につきましては減収減益であり、厳しい経済環境下において縮小するマーケットの中で苦しい展開を強いられております。しかしながら自己資本は厚く、安定した経営基盤を背景に日々業務を推進されております。

一方請求人は当社に対して、直営店を減らし在庫の整理を行いマーケットに応じて既存事業のリストラを進め黒字転換を果たしたうえで新規事業をスタートするように一貫して提案してまいりました。しかし、当社は何ら行動を起こさず企業業績は低迷を続けております。

これまで当社が作り上げてきた愛着のある事業、製品、またそれらのファンである顧客のことを鑑みれば、事業リストラが容易ではないことは理解できます。特に当社の製品はコアなファンが多く、購買量は小さくともロイヤルカスタマーが存在することを考えれば、通常の事業リストラとは別のハードルがあるものと拝察しております。

他方で、当社は上場企業であり、2,000名を超える株主が存在しています。当社は、過去公募増資を実施しておりますが、現在の株価は過去の公募増資価格に遠く及びません。
上場企業である以上、当社経営陣には、顧客・取引先・従業員・株主の利害調整をしつつも、資本効率を意識した経営を行い、株主価値を向上させる必要があります。現状の当社は残念ながらそれを果たしているといえる状況では到底ありません。

かかる現状に鑑み、請求人としては、当社について①直営店の縮小、②取扱い製品の選択と集中、③流通センター有効活用によるEC事業拡大、④新たな戦略的パートナーの発見、⑤資本政策の見直しが必要であると考えております。 請求人から社外取締役4名を派遣することにより、上記の5項目の実現をできる限り速やかに、かつ効果的に行うことが本提案の目的です。
請求人としては、上記5項目の達成のために要する期間は1年程度を考えており、上記5項目が達成された場合には、4名の社外取締役は1年間の任期満了で退任とし、再任を行わない考えであることをあらかじめ申し添えます。

ウ　各候補者の選任理由及び期待される役割の概要
各候補者につきましては以下の理由にて、社外取締役候補者として推挙するものであります。各候補者は、当社と特別の利害関係はありません。

大谷寛氏は保険業界での経験を経て保険見直し本舗にて多数のマネジメント経験を積んでおり、今後の当社経営にも有効な手腕の発揮が期待されると共に、当社経営に関する適切な助言、監督を行っていただくことにより、当社企業価値の向上ひいてはすべてのステークホルダーの利益向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

渥美陽子氏は社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門的な知見と経験を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要となる助言をいただくことにより、当社企業価値の向上ひいてはすべてのステークホルダーの利益向上に貢献していただけるものと判断し、当社の社外取締役候補者といたしました。

髙野浩史氏は銀行出身者として、長い融資畑での営業、管理業務を通じて多種多様な業種と関わった経験が活かせるものであり、当社経営に関する適切な助言、監督を行っていただくことにより、当社企業価値の向上ひいてはすべてのステークホルダーの利益向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

青山浩氏はこれまでに手掛けた多岐に渡る事業展開を通じ、資本政策、ネットビジネス及びマネジメント業務において豊富な経験を有しており、当社経営に関する適切な助言、監督を行っていただくことにより、当社企業価値の向上ひいてはすべてのステークホルダーの利益向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（会社注）以上は、本株主提案権行使者から提出された本株主提案の議案番号を除き「提案内容」及び「提案の理由」をそのまま記載したものです。

第４号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会での審議結果を踏まえ、**本株主提案に反対**いたします。

(1) 意見の要約（反対の主たる理由）

当社は現在、中期的な経営方針に基づき、EC事業の強化や海外展開の推進など、中長期的な企業価値向上の施策を着実に実行してきた結果、2025年11月期第4四半期において、業績は回復基調にあります。また、資本政策においても、2025年1月にはスタンダード市場の上場維持基準への完全適合を達成するなど、株主価値向上に向けた具体的な成果を上げております。

当社取締役会は、当社の事業環境やブランドの特性を熟知し、適切なガバナンス体制を備えた現在の経営体制（会社提案の取締役候補者）こそが、これらの成長戦略を遂行し、中長期に向けて当社の企業価値を最大化するために最適な構成であると確信しております。

かかる実情に照らし、当社取締役会は、後述する指名委員会における評価も踏まえ、本株主提案が「当社の企業理念である“Think in the field.”と相容れず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上といった大多数の株主の皆様の共同利益とも相容れないものである」と判断いたしました。理由は以下の２点に集約されます。

ア 事業上の理由（短期的な利益追求への懸念）

当社は、“Think in the field.”（わたしたちの想いがいつも自然のフィールドにあることを意味するスローガン）を企業理念に掲げ、自然との共存や心のやすらぎを求める“Quiet Sports”の普及を通じて信頼を築いてまいりました。このブランド価値は、自然と向き合うのと同様、長期的な視点での育成が必要不可欠であります。

一方、提案株主代表の青山氏からは、当社の株式保有から約5年が経過し、EXIT（株式売却）に向けて動きたい旨の意向が当社に対し直接表明されていた経緯から、提案株主による提案は早期におけるEXITを実現するための意図があるものと危惧されます。わずか1年間という短期間での実現を目指していることから、当社の将来の収益源となる成長投資を損なう「ショートターミズム(短期志向)」的な施策になる危険性があるものと懸念されます。

本株主提案は、これらの保有株式を有利な条件で売却するための短期的な株価浮揚策になり得ることが懸念され、中長期的な株主価値の最大化を目指す当社の経営方針と対立するおそれがあるものと判断しております。

イ ガバナンス上の理由（候補者の構造的な利益相反と資質への疑念）

取締役候補者として提案されている4名は、全員が提案株主の関係者（代表者、執行役員、共同保有者、密接な関係にある弁護士）であり、「構造的な利益相反」を抱えております。特定の株主の利益（EXIT）を代弁する立場の人物を取締役に選任することは、一般株主の利益保護の観点から適切ではないと判断しております。

また、本株主提案に至る過程において、基礎的な記載事項の誤謬や会社法上の要件不備により、3回もの修正（計4回の提出）が繰り返されました。これは単なる事務上の過誤にとどまらず、上場企業の取締役としての実務遂行能力及びガバナンス意識の欠如を懸念させるものであります。

(2) 指名委員会（任意の諮問委員会）における審議結果

当社は、本株主提案に係る取締役候補者（以下「本候補者」といいます）の選任の是非について、プロセスの客観性と透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会（諮問委員会）に諮問いたしました。

同委員会においては、本候補者との個別の面談を実施し、当社取締役に期待される能力・資質及び経験に基づき厳正な審議が行われました。

その結果、同委員会より、「本候補者らは特定の株主利益（EXIT）を優先する姿勢が強くうかがわれ、また当社の“Think in the field.”を基軸とした事業領域に対する知見も乏しいことから、当社が社外取締役に求める“多面的かつ実効的に取締役会の議論に貢献しうる人材像”には合致しない」との答申がなされました。

当社取締役会は、この答申内容を最大限尊重して審議を行った結果、本候補者が当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に十分な貢献を行うことができるとの確信が得られず、また、前述した構造的な利益相反の懸念も払拭できないことから、本株主提案に反対するとの判断に至りました。

(3) 反対理由の詳細

ア．本株主提案の「提案理由（事業方針）」に対する反論

提案株主は、本株主提案（取締役選任）の目的として「直営店の縮小」、「取扱い製品の選択と集中」、「流通センター有効活用によるEC事業拡大」、「新たな戦略的パートナーの発見」、「資本政策の見直し」の5項目を掲げています。しかしながら、1年程度で達成可能という株主提案の内容に鑑みると、これらは提案株主が有利な条件で保有株式を売却に導くための近視眼的な施策であるおそれがあります。または、そうではないとしても、既に当社が着手している施策の踏襲となっており、同施策を実行するために株主提案の関係者であり、かつ、当社の事業領域に関する専門的知見に乏しい本候補者を取締役に選任する合理性は認められませんでした。

① 事実誤認に基づく提案と、当社の実績（回復基調）

提案株主は「当社は何ら行動を起こさず業績は低迷している」と主張しますが、これは事実に反します。

当社は、これまでも市場環境の変化に対応すべく様々な施策を講じてまいりました。特に資本政策及び上場維持基準への適合については、2023年２月24日に開示した当初計画及び2024年２月19日に開示した計画に基づき、法人株主への売却要請や株主優待の拡充等の施策を断行した結果、2025年1月には東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への適合を完了しております。

また、業績面においても直近の市況悪化に対し迅速な是正措置を講じており、実際に2025年11月期第4四半期の売上高は前年同期比111.6％と明確な回復基調にあります。当社が「何ら行動を起こさず」という提案株主の指摘は、こうした当社の行動、実績を考慮せず、事実を誤認したものとなっています。

②「直営店の縮小」について（店舗戦略の多面性と構造改革の進捗、ブランド毀損の懸念）

当社の直営店には、高収益店舗だけでなく、投資回収期にある店舗や、実際に不採算であってもブランド発信（PR）の拠点として重要な役割を担う店舗など、多様な戦略的意義があります。

その上で、当社は経営判断及び施設の閉鎖等により、2024年５月から2025年8月にかけて既に９店舗（西武百貨店池袋店、岐阜髙島屋店、広島福屋駅前店、福岡マリノアシティ店、そごう千葉店、トキワ本店（大分県）、近鉄上本町店、いよてつ髙島屋店、東武百貨店池袋店）の閉鎖を実施いたしました。この間に、米価格高騰等による消費マインドの減退や、夏季の猛暑による釣行低迷、夏から秋にかけての熊被害によるアウトドア自粛等のマイナス要素が重なり、店舗売上増で閉店分を補う計画に遅れが生じました。しかしながら、EC強化や各店舗での販促施策により、閉店影響が一巡した第4四半期は前年同期比111.6％と順調に回復しております。

なお、店舗閉鎖は原状回復費用の発生や、閉鎖店舗を含めて設定していた間接費について他セグメントへの移転など、利益構造の変化を伴うため、短期的には会社全体の利益向上に直結するわけではありません。これはあくまで中期的な利益底上げを行うためのプロジェクトとして遂行中のものであります。これ以上の機械的な縮小は、当社の競争力の源泉であるブランド価値を毀損するだけでなく、現在進行中の構造改革の効果を阻害するものであり、適切ではないと考えております。

③「取扱い製品の選択と集中」について（既に完了している事業集中と過去の経緯）

当社は現在、フィッシング事業とアウトドア事業という限られた領域に経営資源を集中しております。

フィッシング事業では、近年競争が激化している海釣り事業から撤退し、当社の強みであるフライ用品と内水面ルアー用品に特化し、海外展開も視野に入れた強化に取り組んでおります。特にフライ用品の中には欧米を中心に高いシェアを持つ商品もあり、日本の10倍以上の市場が

ある欧米への展開は、ルアー用品を含めて当社の中長期的成長にとって重要な商品群となります。一方で、指名委員会におけるヒアリングにおいては、株主提案による候補者がフィッシング事業の切り捨てを示唆するなど、成長の要となるグローバル戦略を無視した発言も見受けられました。また、株主提案には今後の拡大戦略となる海外展開に関する記述も見受けられませんでした。

アウトドア事業においては、フライフィッシングをルーツとするオリジナルブランド“Foxfire”の衣料品に絞り込んで展開しておりますが、当ブランドはフィッシング事業と一体不可分なものであります。

これ以上の機械的な絞り込みは、商品バリエーションの欠落を招き、構造的に収益の安定性を損なうリスクを高めるだけであり、現実的な選択肢ではありません。

なお、提案株主は本株主提案にて「選択と集中」を標榜する一方で、2025年3月には「不動産投資」、同年7月には「稲作への参入」を当社に勧誘するなど、当社の事業領域との整合性に疑義が生じる提案も行われてきました。「選択と集中」を主張されながら、他方で多角化とも受け取れる提案を行われてきた経緯に鑑みると、提案株主の提案は一貫性を欠くものであり、当社の事業内容に対し、真摯に向き合って検討されたものかについて疑問がないとはいえません。

④「流通センター有効活用によるEC事業拡大」について（専門的知見に欠けること）

流通センター（以下「商品センター」といいます）の有効活用とEC事業の拡大は分野の異なる施策であり、切り分けて説明する必要があります。

a)「商品センターの有効活用」について（現状の最適化と専門性が求められる領域であること）

当社の「商品センター」（千葉県習志野市、1998年設立・5階建）は、取扱商品の入庫・検品・出荷業務を担う極めて重要な拠点であります。また、新入社員には必ず商品センター業務研修があり、商品の流れを学ぶ教育施設としての役割も担います。

当社は既に、同センターの1階一部及び5階部分をパートナー企業である他の物流企業に賃貸しており、セグメント別売上高「その他」（2025年11月期 21,892千円）の大部分はこの賃料収入によるものであります。加えて、同パートナー企業には衣料品の季節入替に伴う商品再生やタグ付替え業務等を委託しており、同一施設内での物流機能補完体制として即時かつ効果的に機能しております。

なお、さらなる有効活用については、既に外部専門家の意見も取り入れつつ検討を重ねている最中であります。

これに対し、今回の株主提案による候補者4名は物流事業について専門外であり、中長期的なロジスティクス戦略について、当社の現状の検討内容を超える専門的な議論ができる知見を有することは示されておりません。

b)「EC事業拡大」について（既存体制の優位性と候補者の不適格性）

当社の中期計画は「お客様との接点の強化」「EC分野の拡大」「海外展開の強化」の3本柱で構成されており、これは既に公表済みの方針であります。

この方針に基づき、当社は新たな人材の登用や外部コンサルタントの活用に加え、2025年12月よりEC事業と海外展開を強化する組織体制への変更を実施しております。また、現在の当社取締役会には、最新のIT分野に長けたスキルを持つ社外取締役（監査等委員）である後藤悠氏も在任しており、その専門的な知見を取締役会の意思決定及び監督機能に十全に反映させております。

このように既に具体的かつ専門的な施策を実行している中で、今回の株主提案による候補者4名は、EC分野について専門外であり、新たに就任した際に、EC事業拡大における相乗効果を期待させるような専門的知見や戦略は示されておりません。

⑤「戦略的パートナーの発見」について（既存パートナーシップの実績と提案の意図）

当社は、2025年3月18日において株式会社スノーピークとの「資本提携の解消及び業務提携の継続」を発表しておりますが、同社とはその後も包括連携協定の共同実施や店舗の共同運営等の協業を継続しており、依然として重要なパートナー企業の一つであります。

また、当社は他の複数の企業とも大小様々なパートナーシップを構築しており、数多くの協業オファーをいただいております。今後についても、事業買収（M&A）等を考慮に入れた展開も想定しており、事業シナジーを生む新たな戦略的パートナーの開拓は常に視野に入れております。

なお、当社取締役会には、M&Aや事業提携を専門とする社外取締役（監査等委員）菊地春市朗氏が在任しており、その専門的な知見を取締役会の意思決定及び監督機能に十全に反映させております。

一方で、提案株主は過去の経緯より、次の項で述べる「資本政策の見直し」と強く結びついた形での「戦略的パートナー」を意識しているものと推察されます。中長期的な事業シナジーよりも、早期に株式の引受先やEXIT先を探すことを優先としたパートナーシップを模索することが懸念され、当社の中長期的な企業価値の向上と競合するおそれがあると考えております。

⑥「資本政策の見直し」について（特定の株主への利益偏重の懸念）

現在、提案株主及び共同保有者である大谷寛氏等により、当社の議決権比率は28.64％（708,600株）まで高められております。特にこの1年間で大谷氏が急速に買い増しを行っており、当社の株式流動性を鑑みれば、これほどの大量保有株式を市場売却のみで処分することは極めて困難な水準にまで至っております。

前述の通り、当社は提案株主代表の青山氏より「売却を前提とした保有」である旨を直接伝えられております。すなわち、提案株主がここに掲げる「資本政策の見直し」の本質とは、市場での売却が困難となった自らの保有株式について、有利な条件でのEXIT（投資回収）を図ろうとするものではないかという懸念を抱くものであります。

自らの関係者4名を取締役として送り込むことで、こうした特定の株主の利益を優先する資本政策を実行させることは、結果として中長期的な企業価値及び株価の向上を阻害する懸念があり、長期保有を前提とする他の大多数の株主の皆様の共同利益に反すると判断しております。

一方、当社はこれまでも適切な資本政策を実行してまいりました。具体的には、2024年2月に公表した計画（上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について）に基づき、一部の長期保有の法人株主に対する株式の売却要請を行い、流通株式数を増加させる取り組みを実施いたしました。2025年1月30日公表の通り、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準への完全適合を達成いたしました。 当社としては、短期的な株価操作や特定の株主の救済を目的とした資本政策ではなく、こうした実績に基づく規律ある資本政策を引き続き推進してまいります。

イ．各取締役候補者に対する反対理由

提案された4名の候補者は、いずれも提案株主と密接な関係（構造的な利益相反関係）にあり、かつ上場企業の役員としての資質に疑義があると判断されること、及び、前記(３)ア①のとおり、当社は現在回復基調であり、候補者が取締役に選任する合理性が見当たらないため、**全員の選任に反対**いたします。

①　大谷 寛 氏（共同保有者・主要株主）

提案株主の共同保有者として11.04%（2025年11月末現在）の議決権を有する主要株主であり、この1年間で急速に株式を買い増し、実質的に青山氏と協調して行動する立場にあります。

指名委員会のヒアリングにおいては、当社の事業環境や固有の課題に対する具体的な知見・ビジョンが確認できなかったほか、社外取締役としての具体的な貢献策についても十分な説明がなされませんでした。また、当社の取締役に選任された際の抱負についての問いかけに対しては「特にないです」との返答であり、遺憾ながら経営に参画する当事者意識や意欲が欠けておりました。

これらに鑑みて、当社取締役会は、同氏の社外取締役を選任に対し反対をするものであります。

②　髙野 浩史 氏（提案株主 執行役員）

提案株主の執行役員であり、提案株主の代表である青山氏から、独立した経営判断をすることは構造的に困難な立場にあります。

また、本株主提案の実務担当者であるものの、前記(１)イに示す通り、記載不備により株主提案が３回に渡り訂正され提出された経緯があり、遺憾ながら上場企業の取締役として求められる緻密な実務遂行能力やガバナンス意識について疑義を抱いております。

また、指名委員会のヒアリングにおいても、当社の固有の事業課題に対する知見が乏しく、青山氏の意向から独立して、社外取締役としてどのような独自の貢献ができるかについて、具体的なビジョンや説明がなされませんでした。

これらに鑑みて、当社取締役会は、同氏の社外取締役の選任に対し反対をするものであります。

③　渥美 陽子 氏（提案株主と密接な関係にある）

渥美氏は提案株主代表者と共同で事業投資を行うなど密接なビジネスパートナーの関係にあり、実質的な利害関係者といえます（当初、青山氏が提案株主の顧問弁護士である旨を認めておりましたが、指名委員会のヒアリングにて否定されました。）。

同氏は本株主提案のリーガル担当である旨を認めておりますが、重要な会社法上の要件見落としや記載ミス等により、前記(１)イに示す通り株主提案の3回もの修正を要しております。こうした事実は、当社取締役会が上場企業のガバナンスを担う取締役に求められる注意深さや牽制機能が十分に発揮される状況にあるかどうかについて懸念を抱くものであります。

また、リーガル担当として、特定の株主と利益を共にする、あるいはその利益を優先する懸念のある人物が取締役になることは、東京証券取引所の定める独立性基準の実質要件（一般株主と利益相反が生じるおそれ）や、機関投資家の議決権行使基準（ISS等）において、その独立性について疑義が生じ得るものと懸念されます。

さらに、指名委員会のヒアリングにおいて、同氏は「資本コストを意識した経営」への関心や「ガバナンス」の重要性を強調されましたが、具体性が欠けるとともに、当社の事業の理解不足が懸念されるところでした。

これらに鑑みて、当社取締役会は、同氏の社外取締役を選任に対し反対をするものであります。

④　青山 浩 氏（提案株主 代表取締役）

提案株主の代表取締役として本提案を主導しており、提案株主のEXIT（株式売却）を優先する立場にあると懸念される発言が目立ち、当社の中長期的な成長よりも、短期的な株価対策を優先する**構造的な利益相反リスク**があるものと懸念されます。

この点、指名委員会のヒアリングにおいて、同氏は過去に当社株価が一時的に急騰した局面（2025年10月下旬）において、実質的に支配する保有株式の一部を売却し、利益を確定させていた事実を認めたのに加え、その他の保有するティムコ株式についても、売却をしようとしたが、株価が落ちたため売却を留まった旨の発言をしております。

これら言動は、同氏が主張する「中長期的な企業価値向上」や「株主との対話」という建前とは裏腹に、実際には短期的な株価変動に乗じた自身の利益確保（売り抜け）を優先する投資行動をとっているのではないかとの疑念を抱かせるものであります。

また、前記(１)イに示す株主提案の3回の修正に際し、実務担当者（髙野浩史氏）が作成した書類について、確認も経ずに提出を承認したことを自ら認めており、上場企業の取締役に求められる善管注意義務やガバナンス意識の観点から、その資質に疑義を抱いております。

指名委員会のヒアリングにおいても、自身のEXIT（株式売却）に関する意向は示されたものの、当社の中長期的な成長ビジョンや具体的な企業価値向上策については、建設的な議論や十分な説明がなされませんでした。

これらに鑑みて、当社取締役会は、同氏の社外取締役を選任に対し反対をするものであります。

株主の皆様へのお願い

以上の通り、本株主提案は、「**当社の企業理念である“Think in the field.”と相容れず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上といった大多数の株主の皆様の共同利益とも相容れないもの**」であります。

また、その実現のために選任を求めている候補者たちは、構造的な利益相反を抱えているだけでなく、当社事業分野に関する知見に乏しいほか、株主提案に至るプロセスにおける度重なる不備等に鑑みましても、上場企業のガバナンスを担う**取締役としての資質に疑義を抱いております**。

なお、当社は海外展開やFoxfire事業の強化に向け、当該分野に深い知見と実績を持つ専門家を経営顧問として招聘する体制を整えており、取締役会の監督機能と執行側の専門性を両輪として、成長戦略を強力に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の中長期的な企業価値、ひいては皆様の共同の利益を守るため、**本株主提案（取締役選任議案）に対して「反対」の議決権を行使**いただくとともに、**会社提案の取締役候補者に対して「賛成」の議決権を行使いただく**ことで、当社の中期的な経営方針に基づく確実な成長をご支援いただけますよう、強くお願い申し上げます。

以上

事　業　報　告

（2024年12月１日から2025年11月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(自2024年12月１日 至2025年11月30日)における日本経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの、継続的な物価上昇を背景に個人消費に弱さが見られたのに加え、米国の関税政策による影響が下振れリスクとなり、景気先行きの不透明な状況が続きました。

当社の関わるアウトドア関連産業のうち、釣用品市場においては、流通在庫の調整局面の緩和傾向が一部見られたものの、高価格帯の商品を中心に動きの鈍い展開となりました。さらに期初における寒気や春季の荒天、統計開始以来最高の平均気温となった夏の猛暑などの影響や、熊被害増加による釣行自粛なども影響し、市場環境は全般に厳しい状況となりました。

また、アウトドア衣料品市場においては、期初の寒気が防寒衣料を中心とした販売に追い風となった一方、春季以降の急激な気温上昇や米を中心とした物価上昇が消費マインド低下に作用した他、熊被害増加による登山等の自粛などが重なり、市場全般に活力の低下が見られました。

このような状況の中、当社では収益確保に取り組んだ結果、当事業年度の売上高は32億19百万円(前年同期比0.2%増)となりました。

一方、仕入原価上昇や滞留商品の処分による売上総利益率の低下や、人件費などの販売費及び一般管理費増加の影響を受け、営業損失は98百万円(前年同期 営業損失30百万円)となり、経常損失は85百万円(前年同期 経常損失24百万円)となりました。

また、繰延税金資産の一部取崩しなどによる法人税等調整額27百万円(前年同期 13百万円)などの影響を受け、当期純損失は１億28百万円(前年同期 当期純損失１億９百万円)となりました。

フィッシング事業

フィッシング事業に関しては、折からの市場停滞に加え、期初の寒気や各地で発生した豪雨、３年連続の記録的な猛暑などの影響を受け、厳しい市場環境に見舞われました。

フライ用品については、米国の関税政策の影響等を受け、輸出比率の高いフライフック（釣りばり）等の販売が伸び悩んだ一方、自社企画のフライロッド(釣竿)や消耗品等の販売に回復が見られました。

また、ルアー用品の販売は、高価格帯のロッド(釣竿)を中心に苦戦しましたが、一部のルアー（擬似餌）の新製品は堅調な売れ行きを示しました。なお、熊被害の増加に伴い、５月に発売開始した国産の熊撃退スプレーの販売は好調に推移しました。

その結果、当事業年度におけるフィッシング事業の売上高は８億56百万円(前年同期比6.8%増)となりました。その一方で、仕入原価の上昇や滞留商品の一部処分などによる売上総利益率の低下、人件費をはじめとした各種経費の増加が影響し、セグメント損失(営業損失)は２百万円(前年同期 セグメント利益54百万円)となりました。

アウトドア事業

アウトドア事業に関しては、期初に冬季の寒気の影響により防寒衣料や防寒小物の販売が順調に推移した一方、春季以降の急激な気温上昇や降水量の低下などが影響し、防水ジャケットを中心とした春夏物衣料やフィッシングギアの販売が苦戦しました。さらに、９月～11月の秋季において2024年・2023年についで記録的な高温となったことなどが影響し、秋冬物衣料の販売の動き出しが遅れました。これらに加えて、前年同期に比べ直営店の店舗数が減少したことも影響し、主に期初より８月までの販売規模の縮小につながりました。

その結果、当事業年度におけるアウトドア事業の売上高は23億40百万円(前年同期比2.1%減)となり、仕入原価上昇による売上総利益率の低下や、人件費などの販売費及び一般管理費増加の影響を受け、セグメント利益(営業利益)は78百万円(前年同期比15.1%減)となりました。

その他

その他の主な内容は、不動産賃貸収入売上であります。賃貸面積の増加により当事業年度に関しては、その他売上高は21百万円(前年同期比11.5%増)となりました。その結果、セグメント利益は14百万円(前年同期比12.8%増)となりました。

(事業別売上高)

区　　分	売上高(千円)	前期比(%)	構成比(%)
フィッシング事業	856,978	106.8	26.6
アウトドア事業	2,340,262	97.9	72.7
そ　の　他	21,892	111.5	0.7
合　　計	3,219,133	100.2	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等については、主として、直営店等の什器内装工事、新製品ルアー等の金型製作等に40百万円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

円安や原材料価格、物流コストの上昇などに伴う物価上昇、気候変動の影響などによる夏の猛暑、熊被害増加による釣行や登山の自粛など、アウトドア・アクティビティに対する個人消費においては、引き続き厳しい環境に置かれておりますが、こうした状況に適応した社内体制を築き、安定した収益の確保を目指してまいります。

現在、主軸としている「お客様との接点」、「Ｅコマース（ＥＣ）分野」、「海外への展開」の強化への取り組みを、より一層進めてまいります。

「お客様との接点」の強化について、当社では最終消費者を対象とした商品やサービスを提供しておりますので、お客様との結びつきを強める会員制度強化のほか、イベント、キャンペーン等を実施してまいります。

「ＥＣ分野」の強化については、今後、ますますＥＣ取引が拡大していくことが予想され、こうした外部環境に適応した商取引や商品構成、プロモーションに注力してまいります。

「海外への展開」については、主にフライフィッシングの分野について行っておりましたが、他分野においても世界のお客様に対して当社の関わるアウトドア・アクティビティを楽しんでいただけるように展開しております。

次に事業別においての取り組みとして、フィッシング事業では、キャンプなど他のアウトドア・アクティビティとの融合により釣り人口の拡大を促すとともに、動画配信やソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを活用した販売促進活動を引き続き強化することにより、収益の向上に努めてまいります。

アウトドア事業では、自社アウトドア衣料ブランド「フォックスファイヤー」の認知度向上と顧客数の増加を目指し、商品開発力の強化及び顧客サービスの向上ほか、直営店舗の事業効率化や販売チャネルの見直しを行い、収益向上に努めてまいります。

これらに対して、フィッシング事業とアウトドア事業の相互の有機的連携をさらに強化して、ティムコとしての総合力を活かすべく、2025年12月より社内体制を変更し、従来はフィッシング部とアウトドア部のそれぞれに分かれていたプロモーション機能とＥＣ機能を統合し、独立した組織として機能する体制としました。また、海外展開の強化にあたり、フィッシング部内に機能が集中していた輸出機能を独立させ、より機動的かつ幅広いアイテムを展開できる体制に改めました。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第 53 期 (2022年11月期)	第 54 期 (2023年11月期)	第 55 期 (2024年11月期)	第 56 期 (2025年11月期) (当期)
売　上　高（千円）	3,290,029	3,403,076	3,212,048	3,219,133
経常利益又は経常損失(△)（千円）	119,885	118,744	△24,796	△85,393
当期純利益又は当期純損失(△)（千円）	126,036	108,691	△109,271	△128,865
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	50円89銭	43円89銭	△44円12銭	△52円04銭
総　資　産（千円）	5,727,429	5,752,011	5,536,524	5,463,645
純　資　産（千円）	4,597,799	4,670,748	4,526,280	4,366,128

（注）「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 主要な事業内容（2025年11月30日現在）

当社は、次に掲げる商品の輸出入、販売等を行っております。

区　　分	主要営業品目
フィッシング事業	ルアー用品、フライ用品
アウトドア事業	アウトドア用品
そ　の　他	不動産賃貸業

(7) 主要な営業所（2025年11月30日現在）

本　　社	東京都墨田区
商品センター	千葉県習志野市
フォックスファイヤーストア 31店	国内主要都市

(8) 従業員の状況（2025年11月30日現在）

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
期末人数	前期末比増減		
71名	2名増	45歳８ヵ月	17年10ヵ月

（注）1. 従業員数には、契約社員等臨時従業員は含まれておりません。
2. 契約社員等臨時従業員の期中平均雇用人数は104名であります。

(9) 主要な借入先（2025年11月30日現在）

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年11月30日現在）

(1)発行可能株式総数　　8,000,000株

(2)発行済株式の総数　　2,476,446株（自己株式 863,549 株を除く）

(3)株主数　　2,151名

(4)大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社キャピタルギャラリー	348千株	14.1%
大谷寛	273	11.0
酒井誠一	177	7.2
株式会社HKKHOLDINGS	174	7.0
酒井貞彦	162	6.5
INTERACTIVE BROKERS LLC	156	6.3
酒井八重子	95	3.8
酒井由紀子	95	3.8
株式会社オーナーばり	84	3.4
立花証券株式会社	64	2.6

（注） 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（863,549株）を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年11月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	酒井　誠一	株式会社キャンパーズアンドアングラーズ　取締役
取締役	杉本　安信	アウトドア部長
取締役	瀬戸　昭則	フィッシング部長
取締役	荻原　浩二	管理部長
取締役(常勤監査等委員)	増田　豊	株式会社キャンパーズアンドアングラーズ　監査役
取締役(監査等委員)	後藤　悠	株式会社ファイブテンコンサルティング　代表取締役 合同会社シックスズ　代表
取締役(監査等委員)	菊地　春市朗	株式会社ブレイクスルー　代表取締役社長 株式会社レピウス 取締役会長 株式会社北海道PVGS　取締役 株式会社イースト・コースト・ワン　取締役 株式会社GAKUSAI　取締役

（注）1. 取締役 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 後藤 悠氏及び菊地 春市朗氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、増田 豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）は会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（4）取締役の報酬等の額

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（2025年11月30日現在）

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）	26,528	26,528	—	—	4
監査等委員（社外取締役を除く。）	5,040	5,040	—	—	1
監査等委員でない社外取締役	1,371	1,371	—	—	1
監査等委員（うち社外取締役）	3,600	3,600	—	—	2

（注）1. 監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない社外取締役の対象となる役員の員数には、2025年２月27日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。

②取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第46期定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。また監査等委員の報酬限度額は、同第46期定時株主総会決議において年額17,000千円以内と決議いただいております。なお、決議時点において、支給枠に基づく報酬等の支給対象となる員数は取締役（監査等委員を除く。）5名、監査等委員3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年12月24日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬と、利益水準により変化する変動報酬（取締役賞与等）を基本として構成され、原則として、金銭により支給されるものであります。

月例の固定報酬は、経営内容、世間水準、従業員給与等を考慮し決定され、また、変動報酬については、同報酬支給後に通期の利益水準が確保される場合に限り支給の対象となるものであります。

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社において取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）個人別の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、上記方針に従い、代表取締役社長が個人別の報酬等の内容を起案し、取締役会の審議を経て決定されるものであります。個別報酬起案の権限を代表取締役社長に委任する理由は、代表取締役社長が当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うことが適任と判断しているためであります。

監査等委員の報酬は、報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況や社会情勢を考慮して、監査等委員である取締役の協議によって決定するものであります。

なお、当権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の意見陳述を踏まえることとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の処置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）後藤 悠氏及び取締役（監査等委員）菊地 春市朗氏は、他の法人の取締役等を兼務しておりますが、いずれの法人についても当社との間に取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割
取　締　役 （監査等委員）	後 藤　　悠	当事業年度開催の定例月次取締役会には、12回中12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の定例監査等委員会には、７回中７回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行う等、当社の持続的な企業価値向上を図るべく、社外取締役として期待する役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	菊 地 春市朗	当事業年度開催の定例月次取締役会には、12回中12回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の定例監査等委員会には、７回中７回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行う等、当社の持続的な企業価値向上を図るべく、社外取締役として期待する役割を果たしております。

５．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　アーク有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
会計監査人としての報酬等の額	14,100千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,100千円

（注）1.当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社監査等委員会が、アーク有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、会計監査人の監査計画及び監査日数の内容、報酬見積りの算定根拠などについて確認し、当社の規模を考慮し他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況等

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1)取締役・使用人の職務の執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制に係わる規程の作成、体制の整備を図り、行動規範とする。

②コンプライアンス担当取締役を置き、法令及び社会規範の遵守のための社内教育を実施する。

③社内のコンプライアンス上の問題点の把握に努め、問題点を発見した場合の内部通報の体制の整備を行う。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①文書の保存・管理の取締役責任者の選定をし、文書管理規程の機密文書等の取り扱いに従い取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

②取締役及び監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①コンプライアンス、季節変動と自然災害、環境、品質、著しい経済変動、輸出入における政治・経済情勢の変化及び法規制、情報セキュリティ等に係わるリスク管理については、各部門の担当取締役が行うものとする。

②新たなリスク発生時には取締役会において速やかに対応責任者を選定する。

③管理部は、会社全体のリスクの発生を防止するため、各部門の担当取締役と情報の共有を図り網羅的に全体のリスクを管理する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月定例で開催するほか必要に応じて開催し、法令で定められた事項をはじめとする経営に係わる重要事項の決定を行う。

②迅速な意思決定を図るため、社長、各取締役、各部長から構成される部長会を適時開催し、目標達成のための情報の共有化を図り、重要案件の討議を行う。

③取締役会における年度予算を策定し、修正予算を組み、月次・四半期業績の報告、具体的改善策と実施結果の検証を行う。

(5)監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

①監査等委員会は、当社の社員に監査業務に必要な事項を指示できるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた社員はその指示に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び所属部門長等の指揮命令は受けないものとする。

②当該監査業務補助社員の任命、異動等については、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。

(6)取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告を受けた者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び社員は、監査等委員会に対して法定事項に加え、会社に著しい損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報体制下における通報の状況等を報告する。また、取締役及び社員は監査等委員会から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査等委員又は監査等委員会に必要な報告を行う。

②監査等委員会には、稟議書その他主要な重要書類を回付し、また要請があれば直ちに関連資料等を提出する。

③監査等委員会への報告を行った者について、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(7)監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は、監査業務を適切に遂行するため代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、業務執行者との意思疎通、情報交換等を図り監査を実施する。

②監査等委員会は、監査の実施に当り、法律、会計面に関する社外からの公正かつ適切な助言、指導等を受けるため、専門の弁護士や会計監査人とも相互連携する。

(8)監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をした時は､必要でないと認められた場合を除き､速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9)反社会的勢力排除に向けた基本方針

①反社会的勢力の排除に向け、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。

②当社社長室を窓口とし、警察及び弁護士との連携のほか、本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、暴力排除活動の促進に積極的に参加する。

(10)業務の適正を確保するための運用状況の概要

当社は、財務報告の適正を確保し、法令を遵守した効率的な事業運営を目的として、内部統制システムを構築しております。全社横断的な視点から内部統制システムを整備するとともに運用状況を評価し、必要に応じて当該担当部署に改善指示を行うことにより、内部統制システムの実効性を向上させております。

〜〜〜

貸借対照表

（2025年11月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**3,695,388**	**流動負債**	**852,417**
現金及び預金	1,188,850	支払手形	34,079
受取手形	10,737	電子記録債務	532,093
電子記録債権	73,998	買掛金	28,015
売掛金	604,466	未払金	75,737
有価証券	99,333	未払費用	48,256
商品	1,624,324	未払法人税等	28,753
貯蔵品	34,931	前受金	1,842
前渡金	1,212	契約負債	15,204
前払費用	23,190	返金負債	67,963
未収消費税等	558	預り金	19,171
その他	34,754	賞与引当金	1,300
貸倒引当金	△970	**固定負債**	**245,098**
固定資産	**1,768,256**	長期未払金	17,444
有形固定資産	**1,072,738**	退職給付引当金	185,099
建物	407,842	受入保証金	4,973
構築物	2,161	資産除去債務	37,582
機械装置	0	**負債合計**	**1,097,516**
車両運搬具	1,276	**（純資産の部）**	
工具器具備品	4,561	**株主資本**	**4,373,886**
土地	653,376	**資本金**	**1,079,998**
建設仮勘定	3,520	**資本剰余金**	**3,804,983**
無形固定資産	**35,988**	資本準備金	3,261,448
商標権	4,395	その他資本剰余金	543,535
ソフトウェア	27,571	**利益剰余金**	**△32,960**
電話加入権	4,020	利益準備金	74,205
投資その他の資産	**659,529**	その他利益剰余金	△107,165
投資有価証券	592,704	繰越利益剰余金	△107,165
関係会社株式	0	**自己株式**	**△478,135**
長期前払費用	419	**評価・換算差額等**	**△7,758**
繰延税金資産	9,021	**その他有価証券評価差額金**	**△7,758**
敷金及び保証金	57,385	**純資産合計**	**4,366,128**
資産合計	**5,463,645**	**負債・純資産合計**	**5,463,645**

損 益 計 算 書

（2024年12月１日から2025年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,219,133**
売上原価		**1,767,780**
売上総利益		**1,451,352**
販売費及び一般管理費		**1,549,632**
営業損失		**98,279**
営業外収益		
受取利息	2,350	
有価証券利息	4,779	
為替差益	5,043	
その他の営業外収益	860	13,033
営業外費用		
その他の営業外費用	147	147
経常損失		**85,393**
特別損失		
固定資産除却損	27	
減損損失	2,195	2,223
税引前当期純損失		**87,616**
法人税、住民税及び事業税	13,792	
法人税等調整額	27,457	41,249
当期純損失		**128,865**

株主資本等変動計算書

（2024年12月１日から2025年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2024年12月１日残高	1,079,998	3,261,448	573,253	3,834,701	74,205	21,700	95,905
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△29,718	△29,718			
当期純損失（△）						△128,865	△128,865
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	―	―	△29,718	△29,718	―	△128,865	△128,865
2025年11月30日残高	1,079,998	3,261,448	543,535	3,804,983	74,205	△107,165	△32,960

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年12月１日残高	△478,060	4,532,546	△6,265	△6,265	4,526,280
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△29,718			△29,718
当期純損失（△）		△128,865			△128,865
自己株式の取得	△75	△75			△75
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,492	△1,492	△1,492
事業年度中の変動額合計	△75	△158,659	△1,492	△1,492	△160,152
2025年11月30日残高	△478,135	4,373,886	△7,758	△7,758	4,366,128

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3．棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（2）貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
工具器具備品	２～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（4）長期前払費用

定額法

5．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し､回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当社では簡便法を適用しており、自己都合退職による期末要支給額から、中小企業退職金共済制度による給付相当額を控除後の金額を計上しております。

（3）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

6．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)商品の販売に係る収益認識

当社は、フィッシング事業とアウトドア事業を展開しており、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね４ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2)値引き及び返品に係る収益認識

当社は、国内の専門店や百貨店、ショッピングセンター等の取引先に対して商品を販売しておりますが、当該取引先への値引き及び返品については、販売実績に対して概ね一定の割合で発生していることから、過去における取引先毎の実績から算定した値引き及び返品等の見積りを契約に定める価格から控除すべく、返品に係る負債及び値引に係る負債を認識し、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。

(3)自社ポイント制度に係る収益認識

当社は、ポイントプログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを発行しております。付与したポイントについては履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイント付与時に負債を認識するとともに、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)　　9,021千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は9,424千円）

(2) 識別した項目に係る会計上の見積り内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　　2,195千円

当事業年度において営業活動から生ずる収益が継続してマイナスとなる見込みの店舗について、将来の収益予想の見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に2,195千円計上しております。その内訳は、建物2,195千円であります。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積り内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準単位としてグルーピングを行っており、営業活動から生ずる収益が継続してマイナスとなる見込みの店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の減損損失として計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの事業計画を基礎としており、販促活動や費用削減等の施策による店舗損益の改善予測等の仮定を含んでおります。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　　1,946,456千円

2．期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形　　4,345千円

電子記録債権　　6,894千円

3．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

売掛金　　1,599千円

(損益計算書に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益の金額は、計算書類「個別注記表（収益認識に関する注記）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2．減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
岡山県岡山市他	事業用資産	建物	―

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準単位としてグルーピングを行っております。

当社は、当事業年度において営業活動から生ずる収益が継続してマイナスとなる見込みの店舗について、将来の収益予想の見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に2,195千円計上しております。

その内訳は、建物2,195千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

3．関係会社との取引高

関係会社に対する売上高　　18,571千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
発行済株式／普通株式(株)	3,339,995	―	―	3,339,995
自己株式／普通株式(株)	863,481	68	―	863,549

2．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2025年２月27日 定時株主総会	普通株式	29,718	12.00	2024年11月30日	2025年２月28日

3．当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2026年２月26日 定時株主総会	普通株式	その他 資本剰余金	29,717	12.00	2025年 11月30日	2026年 ２月27日

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1．繰延税金資産

長期未払金	5,498千円
退職給付引当金	58,214千円
棚卸資産評価損	7,195千円
未払事業税	4,576千円
資産除去債務	11,845千円
繰越欠損金	72,340千円
減損損失	440,000千円
その他	11,357千円
繰延税金資産小計	611,029千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△72,340千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△529,263千円
評価性引当額小計	△601,604千円
繰延税金資産合計	9,424千円

2．繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△402千円
繰延税金負債合計	△402千円
繰延税金資産の純額	9,021千円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については仕入計画に照らして、その一部資金を銀行等金融機関からの借入にて調達し、資金運用については安全性の高い金融商品に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る信用リスクは、債権管理規程及び販売管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券、並びに関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の株式や、高格付社債等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に基づく差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに未払金は、殆どが４ヶ月以内の支払期日であります。

長期未払金は、役員退職慰労引当金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含まれておりません((注)４.をご参照ください。)。

	貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 有価証券及び投資有価証券	692,037	692,037	―
(2) 敷金及び保証金	57,385	56,474	△911
資　産　計	749,423	748,511	△911
(1) 長期未払金	17,444	15,577	△1,867
負　債　計	17,444	15,577	△1,867

(注) 1.「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」、「電子記録債務」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2.「有価証券及び投資有価証券」の時価については、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

3.「敷金及び保証金」及び「長期未払金」の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。

4.市場価格のない株式等

（千円）

区分	当事業年度 (2025年11月30日)
関係会社株式	0

関係会社株式については、市場価格がないことから、上表には含めておりません。

５.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 受取手形	10,737	―	―	―
(2) 電子記録債権	73,998	―	―	―
(3) 売掛金	604,466	―	―	―
(4) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(公社債)	99,333	98,000	494,704	―
資　産　計	788,536	98,000	494,704	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
地方債	―	197,333	―	197,333
社債	―	494,704	―	494,704
資　産　計	―	692,037	―	692,037

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	―	56,474	―	56,474
資　産　計	―	56,474	―	56,474
長期未払金	―	15,577	―	15,577
負　債　計	―	15,577	―	15,577

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、個人ごとの退任時期を見積り、当該退任時期に基づいて国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

（持分法損益等に関する注記）

関連会社に対する投資の金額	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	－
持分法を適用した場合の投資利益の金額	－

（関連当事者との取引に関する注記）

記載すべき重要な取引はありません。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品区分別に分解した売上高は以下のとおりです。

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	フィッシング事業	アウトドア事業	計		
ルアー用品	239,118	—	239,118	—	239,118
フライ用品	468,954	—	468,954	—	468,954
その他フィッシング用品	148,905	—	148,905	—	148,905
アウトドア衣料	—	2,037,782	2,037,782	—	2,037,782
その他アウトドア用品	—	302,479	302,479	—	302,479
顧客との契約から生じる収益	856,978	2,340,262	3,197,240	—	3,197,240
その他の収益	—	—	—	21,892	21,892
外部顧客への売上高	856,978	2,340,262	3,197,240	21,892	3,219,133

（注）「その他」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸事業であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を分解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約負債の残高

契約負債の期首及び期末残高は、以下のとおりであります。

契約負債（期首残高）	11,218千円
契約負債（期末残高）	15,204千円

（注）1．当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは11,218千円であります。

2．契約負債は、主に当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高及び商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年間を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	1,763円06銭
2．1株当たり当期純損失	52円04銭

（重要な後発事象に関する注記）

（資本準備金の額の減少）

2026年1月16日開催の取締役会において、2026年2月26日に開催の第56期定時株主総会に、資本準備金の減少について付議することを決議いたしました。

1．資本準備金の減少の目的

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取り崩しを行い、その他資本剰余金に振替えることにより、分配可能額の充実を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性と機動性を確保するものであります。

2．資本準備金の減少

（1）減少する準備金の額

資本準備金　500,000,000円

（2）増加する剰余金の額

その他資本剰余金　500,000,000円

3．資本準備金の額の減少に関する日程

（1）取締役会決議日	2026年1月16日
（2）債権者異議申述公告日	2026年1月22日
（3）債権者異議申述最終期日	2026年2月25日（予定）
（4）定時株主総会決議日	2026年2月26日（予定）
（5）効力発生日	2026年2月26日（予定）

（その他の注記）

該当事項はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年１月23日

株式会社 ティムコ
　取 締 役 会　　御 中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　二口 嘉保
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森 久倫

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ティムコの2024年12月１日から2025年11月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年12月１日から2025年11月30日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年１月23日

株式会社ティムコ　監査等委員会

常勤監査等委員　増　田　　豊　㊞
監査等委員　後　藤　　悠　㊞
（戸籍名　谷　口　　悠）
監査等委員　菊　地　春市朗　㊞

（注）監査等委員 後藤悠氏及び菊地春市朗氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

当社本社　４階会議室

東京都墨田区菊川三丁目１番11号　TEL：03（5600）0122

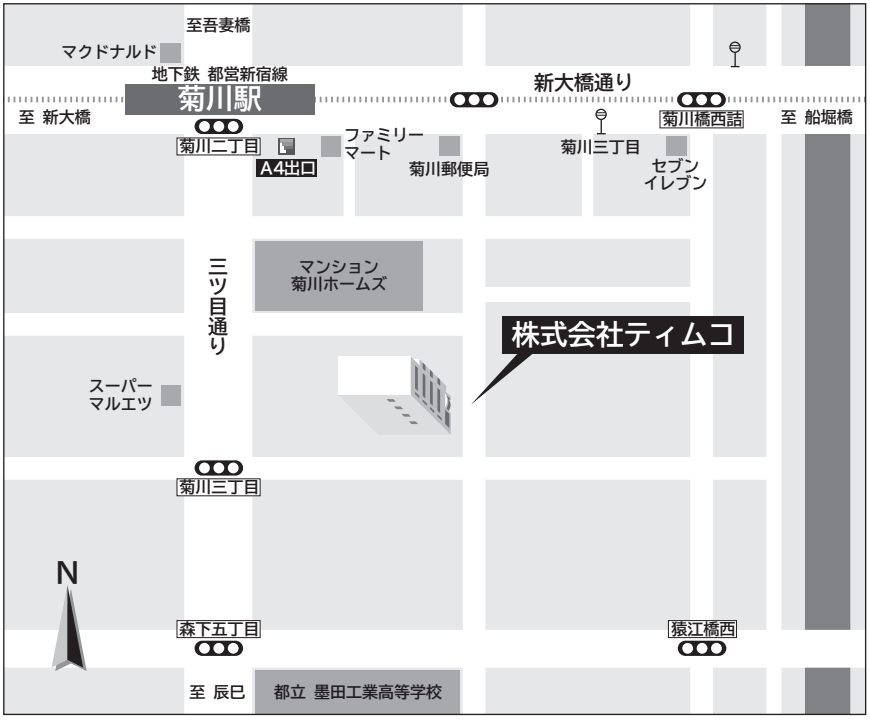

交通

地下鉄　都営新宿線「菊川駅」下車（Ａ４出口）徒歩約３分

ＪＲ　「錦糸町駅」より

都営バス（築地駅前行）菊川三丁目下車徒歩約３分

※ＪＲ錦糸町駅より都営バスをご利用の方は、右図をご参照ください。

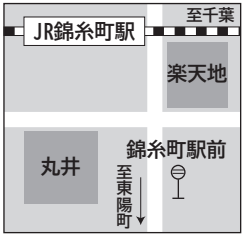

◎株主総会での株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。